

国立大学法人東京農工大学職員異動規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(出向先及び転籍先)</p> <p>第4条 学長が命ずる出向先又は転籍先は、原則として、国、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、<u>独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センター</u>(以下、「国立大学法人等」という。)、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体及び国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等とする。</p>	<p>本則</p> <p>(出向先及び転籍先)</p> <p>第4条 学長が命ずる出向先又は転籍先は、原則として、国、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下、「国立大学法人等」という。)、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体及び国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等とする。</p>	

附 則(平成28年10月14日規程第35号)

この規程は、平成28年10月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。